

物品購入等の契約に係る指名競争入札参加者の指名基準

平成25年4月1日企財第5号

改正

令和5年3月1日

(指名の基本方針)

第1 入札参加者の指名は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 指名する者の総数は、おおむね5者以上とすること。ただし、契約の履行が可能な有資格者が定められた数に満たない場合等やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- (2) 指名は、特定の者に偏りしないよう公平かつ適切に行うこと。
- (3) 指名は、専門性、技術的適性、地理的条件、不誠実な行為の有無、経営状況等を十分配慮して行うこと。
- (4) 町内資格者で契約の履行が可能と認められる物品購入等については、極力町内資格者のうちから指名するよう配慮すること。この場合において、指名する者を町内資格者のみとするときは、第1号の規定にかかわらず、指名する者の総数を3者以上とすることができる。

(非指名理由に該当する事項)

第2 次の各号のいずれかに該当する者は、指名しないものとする。

- (1) 指名停止期間中である者
- (2) 不正又は不誠実な行為がある者
- (3) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (4) 労働福祉の状況が、契約の相手方として不適當であると認められる者
- (5) その他不公正又は不誠実と認められる事由等があり、契約の相手方として不適當であると認められる者

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。